



高等職業訓練促進給付金



～ひとり親家庭の自立の促進を図るため、
就業に必要な資格取得等のための給付金を支給します。～

■ 高等職業訓練促進給付金とは

ひとり親家庭の父母が、就職や安定した就労のために有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間中、生活の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給するものです。

■ 制度を利用できるかたは

市内に住所があるひとり親家庭の母又は父で、①～⑤のすべての条件を満たす方です。

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準の方
※所得水準を超えた場合でも、前年度の所得水準を満たしている場合、1年間に限り支給対象となる場合があります。(令和6年8月30日以降の申請分から適用となります。)
※扶養義務者の所得制限額超過、遺族年金、障害年金等の受給を理由に児童扶養手当の支給が受けられない場合であっても、本人の所得によっては、給付金の支給要件に該当する場合があります。
- ② 養成機関で6月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方
- ③ 訓練促進給付金の支給がなければ仕事又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ④ 現在、求職者支援制度における職業訓練受講給付金など、高等職業訓練促進給付金等と趣旨を同じくする給付を受けていない方
- ⑤ 過去に同じ種類の給付を受けたことがない方

■ 対象となる資格は

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LP I 認定資格など

■ 支給額は

高等職業訓練促進給付金

- 市民税 非課税世帯：月額10万円（修業期間最後の12か月：14万円）
- 市民税 課税世帯：月額7万5000円（修業期間最後の12か月：11万5000円）

高等職業訓練修了支援給付金（修業期間修了後に支給）

- 市民税 非課税世帯：5万円
- 市民税 課税世帯：2万5千円

※いずれも、修業開始及び修了の時点において、支給要件を満たしていることが必要です。

※支給額は、申請者及び同居家族全員の、市民税課税状況で決定します。

*同居家族に市民税課税の方がいる場合は、申請者が非課税であっても、課税世帯の支給額となります。

※支給額は、4月～7月分は前年度、8月～翌年3月分は当年度の課税状況で決定します。

■ 支給対象となる期間は

修業する期間の全期間です。ただし、上限は48か月です。

※修業開始日以降、申請された日の属する月から支給開始となります。

※修業期間中に児童が20歳になった場合は、20歳になった日が属する月までの支給となります。

※准看護師養成機関で2年間の修業をしている方が、看護師資格の取得を希望し、追加で2年間看護師養成機関を修学することになった場合、准看護師課程の2年目を最終年限とせず、看護師課程の2年目（4年目）を修業期間の最後の12か月として、月4万円を増額し支給することとなります。

例：准看護師養成機関（2年制）修了後、引き続き看護師養成機関（2年制）で修業する場合

1年目	2年目	3年目	4年目
准看護師養成機関（2年間）		看護師養成機関（2年間）	
受給	受給	受給	受給（4万円増額）

■ 申請の方法及び申請の手順

1 事前相談

入学が確定してから、こども保育課窓口にて事前相談を受けてください。

資格取得への意欲や能力、該当資格の取得見込み、生活状況などをお伺いし、支給の必要性について審査を行います。

事前相談は、養成機関への入学3か月前から受付しています。

【事前相談に必要な書類】

1	養成機関からの合格通知書
2	学費やカリキュラムの記載された書類

2 高等職業訓練促進給付金等支給申請

事前相談を終え、養成機関での修業を開始した日以降に、「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」を提出してください。

【申請に必要な書類】※3～7の書類は、公簿等により確認できる場合は省略できます。

1	高等職業訓練促進給付金等支給申請書（様式第1号）
2	養成機関の在籍証明書
3	申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
4	世帯全員の住民票の写し
5	児童扶養手当証書の写し又は所得（課税）証明書【※前年（1～7月までの間に申請する場合は前々年）の所得の額についての市区町村長の証明書】
6	同居家族の所得（課税）証明書【※5と同じ】
7	個人番号（マイナンバー）及び本人確認ができるもの【※P3をご覧ください】
8	その他（養成機関の入学案内冊子など）

■ **修業期間中は**

- 給付金の請求は、ひと月ごとになります。
- 請求する月分の翌月1日～10日に『高等職業訓練促進給付金等請求書』を提出してください。
※提出が遅れた場合は、支給が遅れる場合があります。
- 以下の月は添付書類が必要です。
 - 6、9、12月分の請求時・・・在学証明書
 - 3月分請求時・・・・・・・・・・在学証明書、修得単位証明書（成績証明書も可）
 - 卒業の場合・・・・・・・・・・修了証明書

■ **修業期間の修了後は**

修業期間の修了後、修了日から起算して30日以内に「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」を提出してください。

【申請の際に必要な書類】

1	上記3～7の書類 (公簿等により確認できる場合は省略できます。)
2	養成機関の修了証明書



■ **その他届け出が必要な場合**

次に該当する場合は、事由が発生してから2週間以内に届け出が必要です。

- 転居したとき
- 学校を休学又は退学したとき
- 市外に転出したとき
- ひとり親家庭でなくなったとき
- 受給者及び同一世帯の者の課税状況に変更があったとき
- 世帯を構成するものに異動があったとき

■ **番号確認及び本人確認に必要なもの**

個人番号確認	個人番号カード又は個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し ※申請者及び同一世帯に属する方（扶養義務者の方を含む。）の個人番号（マイナンバー）の確認が必要になります。	
本人確認	1点のみでよいもの	免許証、パスポート、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保険福祉手帳、運転経歴証明書のいずれか1点
	2点以上必要なもの	加入する保険を証する書類、年金手帳又は基礎年金番号通知書、児童扶養手当証書、特別児童手当証書、学生証のいずれか2点

お問い合わせ

白岡市保健福祉総合センター（はびすしらおか1階）

担 当 白岡市健康福祉部こども保育課こども給付担当

電 話 0480-31-9096

E-Mail hoiku@city.shiraoka.lg.jp